第３　（略）
第４　異常家きんの発見及び検査の実施
１～５　（略）
６　都道府県が実施するモニタリングで陽性が確認された場合の対応
⑴　都道府県は、第３の１の定点モニタリング又は第３の２の強化モニタリングにおいて、Ａ型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、２の⑴及び５の⑴の検査並びに各家きん舎ごとに10羽の血液を採取し実施する寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査を行う。
⑵　⑴の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、Ｈ５又はＨ７亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清及び第３の１の定点モニタリング又は第３の２の強化モニタリングにおいて抗体が確認された血清を動物衛生研究部門に送付する。
⑶　（略）
７～９　（略）
第５　（略）
第６　病性等判定時の措置
１　関係者への連絡
⑴　都道府県は、第５の２により家きんが患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場（高病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第５の２の⑴の②のイに掲げる家きんに限る。）又は低病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第５の２の⑵の②のイからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場をいう。以下同じ。）の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。
①～③　（略）
④　当該都道府県の警察その他関係機関
⑤　（略）
⑵～⑸　（略）
２　対策本部の開催及び国、都道府県等の連携
⑴～⑸　（略）
⑹　都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体、近隣の都道府県等との連絡体制を構築する。
⑺・⑻　（略）
３　（略）
４　防疫措置に必要な人員の確保
⑴　都道府県は、第２－２の２の⑴に基づき事前に策定した動員計画及び第４の４で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

第３　（略）
第４　異常家きんの発見及び検査の実施
１～５　（略）
６　都道府県が実施するモニタリングで陽性が確認された場合の対応
⑴　都道府県は、第３の１の定点モニタリング又は第３の２の強化モニタリングにおいて、Ａ型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、２の⑴及び５の⑴の検査を行う。
⑵　⑴の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、Ｈ５又はＨ７亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究部門に送付する。
⑶　（略）
７～９　（略）
第５　（略）
第６　病性等判定時の措置
１　関係者への連絡
⑴　都道府県は、第５の２により家きんが患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場（高病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第５の２の⑴の②のイに掲げる家きんに限る。）又は低病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第５の２の⑵の②のイからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場をいう。以下同じ。）の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。
①～③　（略）
④　当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
⑤　（略）
⑵～⑸　（略）
２　対策本部の開催及び国、都道府県等の連携
⑴～⑸　（略）
⑹　都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体、近隣の都道府県等との連絡体制を構築する。
⑺・⑻　（略）
３　（略）
４　防疫措置に必要な人員の確保
⑴　都道府県は、第２－２の２の⑴に基づき事前に策定した動員計画及び第４の４で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。